

一般財団法人伊勢市霊園公社広告掲載要綱

平成 25 年 4 月 1 日

(目的)

第1条 この要綱は、一般財団法人伊勢市霊園公社(以下「公社」という。)の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することにより、新たな財源を確保し、霊園の整備及び利用者のサービスの向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「広告媒体」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 送付郵便封筒
- (2) その他公社の資産のうち一般財団法人伊勢市霊園公社理事長(以下「理事長」)が別途定める。

(掲載要件)

第3条 掲載できる広告は、次に掲げる事項に該当しないものとする。

- (1) 民間企業等の霊園の運営及墓地使用权の分譲に関するもの又はその恐れのあるもの
- (2) 法令等に違反するもの又はその恐れのあるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はその恐れのあるもの
- (4) 政治活動又は宗教活動に係るものと認められるもの
- (5) 社会問題その他についての主義または主張のあたるもの
- (6) 個人の氏名を広告するもの
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与える恐れがあるもの
- (8) その他掲載することが適当でないと理事長が認めるもの

2 前項の定めるもののほかに、広告媒体に掲載できる広告の範囲に関する基準は、理事長が別に定める。

(掲載の条件)

第4条 広告の規格、掲載期間、募集方法及び広告の掲載に係る料金は、広告媒体ごと別に定める。

- 2 広告の掲載の決定を受け掲載を行う者は、掲載料金を、指定する期日までに一括納付するものとする。
- 3 広告の掲載位置は、公社が指定する位置とする。
- 4 広告の掲載等に関して、公社が指示する事項について従うものとする。

(掲載の申込)

第5条 広告の掲載を希望するものは、広告掲載申請書(様式第1号)に掲載をしようとする広告の原稿を添えて、理事長に申請しなければならない。提出された原稿は返却しない。

(掲載の決定)

第6条 理事長は、前条の規定による申請を受けたときは、内容の審査を行い、掲載の可否を決定し、広告掲載決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

- 2 前条の申請をした個人及び法人並びに法人の役員に墓地管理料の滞納が確認された場合は、承認しない。
- 3 広告掲載申請者が公社の募集した枠より多数の場合は、抽選により決定する。
- 4 公社が決定通知をした後に広告主が、自己の都合により広告媒体への広告を取り下げるときは、理事長に書面で申請しなければならない。
(掲載者の責任等)

第7条 広告の内容に関する責任は、掲載者が負うものとする。

- 2 前条第4項により掲載を取り下げる場合は、これに係る経費並びに作成経費は、掲載者の負担とする。

(掲載決定等の取り消し)

第8条 理事長は、掲載決定後において、公社の運営上支障があるとき、理事長が指定する期日までに指定された書類の提出をしなかったとき、広告掲載料金を納付しなかったときは、広告掲載を取り消すことができる。

(掲載料金の還付)

第9条 第6条の規定により通知した後は、広告掲載料金を還付しない。

- 2 広告掲載料金の納付後は、納付済みの広告掲載料を返還しない。

(広告取扱業者を通じての広告募集)

第10条 理事長は、この要綱に定める広告掲載申請者の要件、掲載の基準その他必要な条件をつけ、広告取扱業者を通じて広告を募集できる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

広告掲載申請書

令和 年 月 日

一般財団法人伊勢市霊園公社
理事長 様

〒
住所
名称
代表者職・氏名
電話番号
担当者氏名

一般財団法人伊勢市霊園公社広告掲載に関する要綱第5条の規定により次のとおり申請
します。掲載にあたっては、裏面の掲載条件を遵守するとともに、「掲載できないもの」に該
当しないことを誓約します。

掲載条件

- 1 広告の掲載規格等は、公社の定める要綱によるものとする。
- 2 掲載料金については、広告掲載決定通知書に記載された額を指定する期限内に納付してください。
- 3 募集期間内に、募集枠以上の申込みがあった場合は、原則として抽選で決定する。
- 4 広告の内容に関する責任は、掲載者が負うものとします。
- 5 広告原稿の作成経費、広告の取り消しにかかる経費は、掲載者の負担とする。
- 6 次のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことがあります。
 - (1) 公社の運営上支障があるとき
 - (2) 指定する期日までに指定された書類を提出しなかったとき
 - (3) 指定する期日までに広告の掲載料金を納付しなかったとき

掲載できないもの

次に掲げる事項に該当しないものとする。

- (1) 民間企業等の霊園の運営及墓地使用权の分譲に関するもの又はその恐れのあるもの
- (2) 法令等に違反するもの又はその恐れのあるもの
- (3) 公秩良俗に反するもの又はその恐れのあるもの
- (4) 政治活動又は宗教活動に係るものと認められるもの
- (5) 社会問題その他についての主義または主張のあたるもの
- (6) 個人の氏名を広告するもの
- (7) 公衆に不快の念又は危害を与える恐れがあるもの
- (8) その他掲載することが適当でないとして理事長が認めるもの
- (9) 広告基準第4条の各号に該当するもの

広告掲載決定通知

令和 年 月 日

様

一般財団法人伊勢市霊園公社
理事長

令和 年 月 日付けで申請のあった広告掲載について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

1.決定区分

掲載する

掲載しない

2.広告掲載料

金

円

3.納付期限

令和 年 月 日